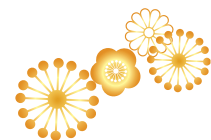




撮影者 故 浦野三男 様

## 明けましておめでとうございます

新しい年が夢と希望に満ちた輝かしい年となりますようにお祈りいたします。



昨年の最大の出来事は、ロシア軍のウクライナへの侵攻でした。ロシア軍の侵攻はウクライナに甚大な人的・物的被害を与えただけでなく、戦闘に全く無関係な国々にも重大な影響を及ぼしました。物流の停滞により、世界各地でモノ不足が起り、エネルギーや食料等の価格が高騰し、世界各地で多くの人々の暮らしが脅かされ、現在も、生命の危険にさらされている人が多数います。戦闘終結の兆しは未だ見えませんが、速やかに終結することを願ってやみません。

コロナ禍での生活も4年目に入りました。コロナで行動制限がとられ、これまで旅行も控えられ、観光地は閑古鳥が鳴いていましたが、昨年後半からは行動制限が緩やかになり賑わってまいりました。私もほとんど旅行ができていませんでしたので、今年は、時間を作って全国各地を巡りたいと思っています。私の生活様式も大きく変わり、中でもweb会議等を頻繁に利用するようになりました。時間が節約できることは大変魅力ですが、やはり、直接面談して話し合いをする方が私には向いています。

今年も人との繋がりを大切に、皆様のお役に立てるように、所員一同、日々の研鑽を怠ることなく職務に精励してまいります。

どうぞよろしくお祈り申し上げます。



所長弁護士 石原真二



## 副所長弁護士 花村 淑郁

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。

さて、唐突ながら、「1票の格差」違憲論争について。昨年は、2019年夏の参議院選挙（1票の格差最大3.03倍）について、各地で判決が出されました。裁判所の判断は、「合憲」「違憲状態」「違憲」の3段階に分かれています。なお、「選挙無効」まで言い渡した例はありません。根が単純な私には、1票の最大格差が2倍を越えたら「違憲」である（通常の選挙制度であれば、格差2倍までには選挙区割を設定しうるので。）としか考えられないし、「違憲」のほかに「違憲状態」があるのもよく理解できないのですが、多くの裁判例は「違憲状態」としています。裁判官諸兄の柔軟な思考に心底感心します。最高裁の判断はどうなりますやら。



## 副所長弁護士 梶田 勝彦

新年明けましておめでとうございます。

やっとコロナ禍が終わりました？（そうあって欲しいです。）

コロナ感染症は私達に色々なことを教えてくれました。ウイルス感染症は現在の人間の力では完全におさえることが不可能なこと、感染症の拡大により直接的なものばかりでなく、社会、経済的に大きな影響があること、特に行動制限があらゆる分野に影響を及ぼすこと等です。

これからの教訓として生かせることを願います。

また、昨年はロシアのウクライナ侵攻があり、戦争が過去、あるいは遠い世界のものではないことを再認識し、改めて平和の重要性を痛感させられました。報道の中に、戦争は人の命を火にくべる（燃料とする）ことにより燃え上がるという言葉がありました。正にそのとおりだと思いました。

今年は、感染症も治まり戦争や紛争が少しでも減少し、明るい年になることを願わずにはられません。

「imagine」（作詞・作曲 ジョンレノン／オノヨーコ）の歌詞に次のような一節があります。

「想像して、国なんてないと、難しいことじゃないさ、殺める理由も死ぬ理由もない、想像して、すべての人々がただ平和に暮らしていると」

「君は思うかも、僕が夢想家だって、でもそれは僕だけじゃないんだ、君もいつか仲間になってくれたら、そして世界は一つになるんだ」

世界が歌詞に一步でも近づけばと思います。



## 弁護士 清水 綾子

Apple Watchを入手しました。最も興味をひくのが「睡眠アプリ」。Apple Watchをつけて眠ると自分では意識できない睡眠の記録が残ることに驚いています。レム睡眠、コア睡眠、深い睡眠。それぞれの睡眠ステージにいた時間の長さや、目覚めたタイミングも一目瞭然。心拍数まで。どうやって計測しているのかと思いつつ、毎朝、その記録を眺めるのが楽しみです。こうなると、良質な睡眠（と評価される睡眠）を手に入れたくなり、寝る時間を早める、歩く、ピラティスをする、アルコールを控える、などいろいろ試して模索中。良質な睡眠を手に入れて、今年も元気に過ごしたいと思います。本年もよろしくお願いたします。



## 弁護士 鈴木隆臣

明けましておめでとうございます。新型コロナウイルスの感染が広がり始めてからもう3年位になるのではないかと思います。なかなか終わりが見えないですね。コロナ禍のため一時期行くのを控えていましたが、最近は、またよくスーパー銭湯に行っています。温泉につかり、ビールを飲んで、休憩スペースで漫画を読んだり、テレビを観たりしてだらだら過ごします。とでもリラックスできて至福のひとつときです。私がよく行くスーパー銭湯は2、3ありますが、どのお店も土日はお客さんが多くて賑わっています。けっこう好きな人が多いのではないのでしょうか。本年もよろしくお祝い申し上げます。



## 弁護士 中井志帆

園芸の才能がある人、植物を育てるのが得意な人のことを、緑の指を持つ人と言うそうです。私の祖母も母も園芸好きで植物を育てるのが得意ですが、私自身は自分で世話をした植物は小学生の時のアサガオくらいで、その才能？を受け継いでいるかは甚だ疑問でした。それが昨年、なんとはなしに小さなヤシを買って世話を始めてみたら、どんどん新しい葉を生やし、数カ月で大きさが倍近くになりました。これがもしや世に言う緑の指というやつでは、などと自画自賛しながらまた新しい葉が出てくる様子を見守っています。新たな才能の開花に期待しつつ、本年も真摯に仕事に取り組んでまいります。どうぞよろしくお祝いいたします。



## 弁護士 立松稜惟

新年明けましておめでとうございます。昨年の秋、突然右肩が痛くなりました。放っておいたところ腕が上がりなくなったため病院に行ったところ、レントゲンでは異常はなかったのですが「肩関節周囲炎」と告げられました。いわゆる四十肩・五十肩です。まだ（ぎりぎり）二十代なのに「なぜ？」と思いましたが（病院の先生も不思議がっていました）、段々と年を取っていることに気付かされます。久しぶりの病院だったので、リハビリ担当の先生に「大きくなったね」と言われました。年相応の貫禄は身につけていきたいですが、体はいつまでも若々しく健康でいたいものです。今年はより一層、適度な運動とバランスの良い食生活を心がけたいと思います。



## 弁護士 築山健一

新年あけましておめでとうございます。昨年からはキャンプを始めました。夏頃に気合いを入れて、テントやバーベキューグリルなど、キャンプギア一式を揃えたものの、初キャンプは予定外の豪雨に見舞われ、後片付けが大変でした。その後も計画するや雨天中止となり、テントが活躍したのは1回だけという想定外の結果に終わりました。今年こそは、キャンプをたくさん楽しみたいと思います。さて、我が国では、所有者がどこの誰かわからなくなってしまい管理も難しい所有者不明土地問題が社会問題となっています。これを解消すべく、本年4月1日から、新たな法制度が段階的に施行され、あわせて、隣地の適正使用の観点から、相隣関係の改正法も施行されますので、実務の動向を注視して参ります。本年もどうぞよろしくお祝いいたします。

## ◆事務局一同よりご挨拶

明けましておめでとうございます

皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます

旧年中は格別のご厚誼にあずかり心より御礼申し上げます

本年もより一層のサービス向上に努めて参りますので

変わらぬお引立てを賜りますようお願い申し上げます

皆様にとりまして幸多き一年となりますよう心からお祈りいたします

事務局一同



## Service

当事務所では、以下のリーガルサービスを提供しております。

未だ顧問契約を締結していない場合であってもご相談に応じます。

ご興味をもたれたら、遠慮なく当事務所までお問い合わせください。

### ■ 御社で法律相談を行います。

事件の相談を受けると、なぜもっと早期に相談してくれなかったのかという思いに駆られることがよくあります。そこで、ご希望される企業に対しては、定期的に当事務所の弁護士が出かけ、法律相談を実施いたします。

また、この法律相談の機会を、福利厚生の一つとして、従業員が個人的な法律問題を無料で相談できる場にしていただいても構いません。

弁護士は全ての問題を解決できるわけではありませんが、弁護士であれば解決できる問題は確かにあります。我々をご活用ください。

### ■ 従業員向けセミナー等の開催

色々な場で弁護士による法律セミナーが開催されておりますが、各企業がその時々で直面する法律問題は、業種や規模などによって異なります。

当事務所では、これまでも個々の企業からのご依頼で、弁護士が講師となって従業員向けのセミナーを開催しておりますが、顧問契約を締結している企業からご希望があれば、初回に限り、基本的に無償でそのようなセミナーを開催させていただきます（なお、交通費はいただく場合があります。）。

従業員に対する研修の一貫としてご活用いただければ幸いです。

## 事務所からのお知らせ

誠に勝手ながら、12月29日（木）から1月4日（水）まで年末年始休業とさせていただきます。  
1月5日（木）より業務を開始いたします。



### 石原総合法律事務所

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル10階

TEL:052-204-1001 FAX:052-204-1002

MAIL:mail@ishihara-lawoffice.com

営業時間:9:00~18:00 休業日:土・日・祝

※当ビル地下2階に、無料駐車場(2台分)有り。他、近隣に有料パーキング有り

### 最寄駅

地下鉄東山線伏見駅1番出口徒歩3分

地下鉄ご利用の方は、東山線・鶴舞線伏見駅北改札口を出て、1番出口をご利用下さい。  
なお、平日7:30から23:00までは、地下鉄東山線栄方面藤が丘行きホームの東改札口から伏見地下街を通り、C出口を出ていただければ、豊島ビル前に出ることができます。

